

別記第三十七号の十三様式（第二十五条の十関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43
・旧別記第三十七号の十四様式繰上・一部改正、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日

意 見 聴 取 続 行 通 知 書

殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の10第1項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取を続行することとしたので通知します。

1 意見の聴取の続行期日及び場所

年 月 日 時 分 場 所

2 在留資格取消対象者

氏 名 男 女

生年月日 年 月 日

国籍・地域

在留資格

入国審査官（意見聴取担当入国審査官） 署 名

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。